

令和2年度 若者文化活動応援事業 募集要項

1 事業の目的

若者文化活動応援事業補助金（以下、「本補助金」という。）は、若者による文化芸術活動が県内各地で活発に行われるよう、若者グループが主体となって開催する文化芸術イベントを支援し、交流人口の拡大を図ることを目的としています。

2 補助対象の団体

補助対象となる団体は、次の（１）～（５）の基準をすべて満たしている団体です。

- （１）若者（概ね18歳～39歳※高校生を除く。）による2名以上のグループで、県内を拠点に活動する団体
- （２）営利活動を目的としていないこと（営利企業の法人としての応募は不可）。
- （３）宗教的活動または政治的活動を目的としていないこと。
- （４）公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体でないこと。

3 補助対象となる事業の内容

対象となる事業は、次の（１）から（９）のすべてに該当する事業です。

- （１）団体が自ら主催し、日頃の活動の成果を広く県民に公開するものであること。
【想定する活動分野】
 - ・音楽 ・美術 ・演劇 ・ダンス ・工芸 ・デザイン ・写真 ・文学
 - ・マンガ、アニメ ・デジタルコンテンツ ・ストリートパフォーマンス
 - ・伝統芸能（祭り・郷土芸能、和太鼓など） 等
- （２）不特定多数の者の参加・観覧が可能であり、県民の文化に対する関心を高め、文化芸術活動を活発化することが見込まれること。
※下記の例に該当する事業は補助の対象になりません。
例）教室の発表会、学校の部活動、鑑賞や講義・講演などの学習会
- （３）文化芸術の魅力を広く発信し、県内外からの交流人口の拡大等に資すること。
- （４）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の条件を満たしていること。
 - ①コンサートや展示会等を開催する場合は、国や県等のイベント等開催要件を満たすこと。
屋内であれば、定員の半分程度以内の参加人数であること。屋外であれば、人と人との距離が十分確保できること。
 - ②入退場時の制限や誘導、待合場所における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、客席間の十分な距離の確保、参加者名簿の作成による連絡先の把握などについて、いずれも適切に感染防止策を実施すること。
※その他、業種別の感染拡大予防ガイドラインに従い、感染対策を徹底してください。
※「県民行動指針」など県の感染症対策に沿って条件を変更される場合があります。
- （５）交付決定の日から令和3年3月末までの間に県内で開催すること。
- （６）営利活動を目的としたイベントではないこと。
※実施に当たり費用弁償として必要な収入を得るため、一般参加者等から参加費・入場料などを徴収することは可
- （７）市町の後援を受けていること。
※後援申請書は、各市町の文化行政担当課HP等から取得してください。
- （８）本補助金の他に行政（国または県もしくは市町）から補助金を受けていないこと。
- （９）代表者または法人が県税の全税目に滞納がないこと。

4 補助対象経費および補助率

補助対象経費は、イベント開催のために支払った会場使用料です。

補助率は1/2で、1団体当たり5万円を上限とします（1年度1回限り）。

【補助対象外経費の具体例】

- ・人件費 ・舞台設営費 ・プログラム等の印刷費 ・録画、録音費
- ・インターネット通信費 ・外部講師の招聘費

※また、交付決定日（7月中旬頃）前に支払った経費や開催したイベントは、「交付決定前着手届」を提出し知事が認めた場合を除き補助対象になりませんので、ご注意ください。

5 補助の対象となるイベントの実施期間

交付決定日から令和3年3月31日までの間に開催すること。

6 応募手続き、事業スケジュール等

(1) 募集期間

令和2年11月30日（月）まで

(2) **提出書類**（4点）

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 収支予算書（別紙）
- ③ 納税状況の確認に関する同意書（または県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書）（別紙様式）
- ④ 市町の後援決定通知書（写し）※参照

※各種様式については、福井県HPからダウンロードできます。

福井県HPアドレス：<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/bunshin/index.html>

※市町の後援については、募集締め切りまでに後援決定通知書の写しを添付できない場合、市町へ申請した後援申請書の写しを添付することで応募できるものとします。実施イベントが採択された場合、後援決定通知書の写しの提出を条件として交付決定を行います。

(3) 提出部数

1部（提出された書類は返却しません。）

(4) 応募書類提出先

福井県交流文化部文化課 文化振興グループ

（住所）〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

（TEL）0776-20-0582 （FAX）0776-20-0661

（E-mail）bunka@pref.fukui.lg.jp

7 補助対象事業の選定

応募書類をもとに、補助金審査委員会により実施イベントの内容、期待される効果等を審査し、採否を決定します。採否については、書面で通知するとともに、県文化課HPにて掲示します。

※令和2年7月以降順次審査し、採否を通知します。

8 選定後の手続き

選定結果通知書とあわせて、交付決定団体には、補助金支払請求書の様式を送付します。

原則として、事業完了後に実績報告書および支払請求書を提出いただき、提出されてから1か月以内に指定の口座に補助金を振り込みます。